

原議保存期間	30年(平成56年3月31日まで)
有効期間	一種(平成56年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 2 3 号
平 成 2 6 年 2 月 5 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

不動産投資顧問業登録からの暴力団排除の推進について（通達）

不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1286号）が平成25年12月20日に施行されたことに伴い、不動産投資顧問業登録からの暴力団排除を徹底するため、警察庁においては、国土交通省と協議の上、下記のとおり合意し、平成26年2月5日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようされたい。

記

1 趣旨

不動産投資顧問業とは、不動産投資に関する助言業務、投資判断・取引代理に伴う一任業務を行う営業をいい、顧客に対して投資助言契約に基づく助言を行う一般不動産投資顧問業と投資一任契約に基づく不動産取引等を行う営業及び一般不動産投資顧問業の双方を行う総合不動産投資顧問業がある。

不動産投資顧問業を営もうとする者のうち、一定水準以上の業務推進能力を有する者については国土交通大臣から不動産投資顧問業者として登録を受けることができるものであるが、不動産投資顧問業登録から暴力団を排除するため、今般、不動産投資顧問業登録規程（平成12年建設省告示第1828号。以下「規程」という。）の一部が改正され、登録の欠格及び取消しの要件として暴力団排除に関する規定が整備されたものである。

2 合意事項

「不動産投資顧問業登録からの暴力団排除に関する合意書」（別添）のとおり。

3 合意事項の要点

(1) 排除対象者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（規程第7条第8号関係）

イ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）又は重要な使用人（不動産投資顧問業に関し営業所の業務を統括する者及びこれに準ずる者、不動産投資顧問契約に基づく業務の用に供する目的で不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、投資助言契約に係る業務のうち助言の業務を行う者並びに投資一任契約に係る業務のうち投資判断並びに不動産取引及び不動産の管理に係る判断に関する業務を統括する者及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（規程第7条第11号関係）

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（規程第7条第12号関係）

エ 個人で重要な使用人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（規程第7条13号関係）

(2) 照会等の手続

ア 照会

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長（以下「不動産市場整備課長」という。）は、不動産投資顧問業の登録を受けようとする者若しくは不動産投資顧問業者（以下「登録申請者等」という。）が排除対象者に該当するか否かを確認する必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し照会するものとした。

イ 回答

照会を受けた暴力団対策課長は、登録申請者等が排除対象者に該当するか否かについて確認した上、その結果を不動産市場整備課長に対し速やかに回答するものとした。

ウ 通知

警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）は、登録申請者等が排除対象者に該当すると認める事実を確認したときは、不動産市場整備課長に対し速やかに通知するものとした。

(3) 保護措置等

暴力団対策課長は、本合意書に基づき、国土交通大臣が登録の申請を却下又は登録の取消しを行う場合において、不動産市場整備課長から要請、相談等を受けたときは、関係職員の保護等必要な措置が講じられるよう関係する暴力団対策主管課長に連絡するものとした。

4 都道府県警察の対応

(1) 通知制度の積極的活用及び警察庁への報告

暴力団対策主管課長は、事件捜査等において、登録申請者等が排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、不動産市場整備課長に積極的に通知するとともに警察庁に報告すること。

(2) 適切な保護措置等の実施

関係職員の保護措置等について暴力団対策課長から連絡を受けた暴力団対策主管課長は、保護対象者に対する警戒その他必要な措置を行うこと。

別添

不動産投資顧問業登録からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第401号
国土動投238号
平成25年12月20日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

坂口 拓也

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長

小林 靖

不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1286号）が平成25年12月20日に施行されたことに伴い、不動産投資顧問業登録からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と国土交通省との間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

（排除対象者）

第1 不動産投資顧問業登録から排除する者は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。不動産投資顧問業登録規程（平成12年建設省告示第1828号。以下「規程」という。）第7条第8号関係）
- (2) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）又は重要な使用人（不動産投資顧問業に関し営業所の業務を統括する者及びこれに準ずる者、不動産投資顧問契約に基づく業務の用に供する目的で不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、投資助言契約に係る業務のうち助言の業務を行う者並びに投資一任契約に係る業務のうち投資判断並びに不動産取引及び不動産の管理に係る判断に関する業務を統括する者及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（規程第7条第11号関係）
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（規程第7条第12号関係）
- (4) 個人で重要な使用人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（規程第7条第13号関係）

(照会手続等)

- 第2 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長（以下「不動産市場整備課長」という。）は、不動産投資顧問業の登録を受けようとする者又は不動産投資顧問業者（以下「登録申請者等」という。）が排除対象者に該当するか否かを確認する必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。
- 2 暴力団対策課長は、前項の照会を受けたときは、登録申請者等が排除対象者に該当するか否かについて確認した上、その結果を不動産市場整備課長に対し、回答書（別記様式第2号）により速やかに回答するものとする。
- 3 警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）は、登録申請者等が排除対象者に該当すると認める事実を確認したときは、不動産市場整備課長に対し、通知書（別記様式第3号）により速やかに通知するものとする。

(保護措置等)

- 第3 暴力団対策課長は、本合意書に基づき、国土交通大臣が登録の申請を却下又は登録の取消しを行う場合において、不動産市場整備課長から要請、相談等を受けたときは、関係職員の保護等必要な措置が講じられるよう関係する暴力団対策主管課長に連絡するものとする。

(その他)

- 第4 暴力団対策課長と不動産市場整備課長は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式第1号

文 書 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長 印

照 会 書

下記の者について、「不動産投資顧問業登録からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除対象者に該当するか否かについて照会します。

記

- 1 登録申請者等
別添のとおり。

別添

照会文書記載例

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	会社名	役職名
クンシ ジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
カンキョウ ケイ	環境 綺麗	H	01	11	30	F	有限会社訓練	営業課長
トウキ イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	訓練株式会社	常務取締役
カンサイ ジロウ	関西 次郎	S	45	12	24	F	訓練株式会社	取締役営業本部長

(補足説明)

電磁的記録（CD-R、CD-RWに限る。拡張子.xlsにて保存）については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名をセルごとに入力し、照会を行うものとする（上記記載例参照）。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 印

回 答 書

「不動産投資顧問業登録からの暴力団排除に関する合意書」（以下「本合意書」という。）に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 該当する場合
 - 1 登録申請者等
商号又は氏名、代表者
 - 2 調査結果
上記の者は、本合意書第1－（○）に該当する事由があると認められる。
他の登録申請者等は、本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

- 該当しない場合
いずれの登録申請者等も本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

別記様式第3号

文 書 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長 殿

警視庁又は都道府県警察暴力団対策主管課長 印

通 知 書

下記の者については、「不動産投資顧問業登録からの暴力団排除に関する合意書」（以下「本合意書」という。）に規定する排除対象者に該当すると認められるので通知します。

記

- 1 登録申請者等
商号又は氏名、代表者
- 2 理由
上記の者は、本合意書第1－（○）に該当する事由があると認められる。
- 3 その他（必要により記載）